

# 都市計画案の理由書

## 新潟都市計画 地区計画の変更

### 1 都市計画の必要性（地区計画の変更の必要性）

新潟市内には現在 69 地区の地区計画が定められていますが、このうち、建築基準法をはじめとした各種法令を引用し、地区整備計画を定めている地区計画があります。

これらの地区計画において、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行に伴う建築基準法の改正や、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 22 年法律第 122 号）、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）の改正、並びに新潟市屋外広告物条例の制定に伴い、地区整備計画で引用する法令名や条項との整合を図る必要があります。

このことから、対象となる地区計画（18 地区）について、制限内容を変えないものとして一括して変更を行うものです。

### 2 地区整備計画の変更が必要な地区計画

法令名	改正後	改正前	該当する地区計画
<b>建築基準法</b> ※風営法の改正に伴うもの （平成 28 年 6 月 23 日施行）  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <b>【改正概要】</b>              風営法の改正によりナイトクラブとダンスホールが風営法の規制から除外されたことをうけ、建築基準法別表 2 も改正され、(ち) 項からナイトクラブとダンスホールが削除された。           </div>	別表第 2 用途地域等内の建築物の制限  (ち) 近隣商業地域内に建築してはならない建築物  二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの  <参考> (ほ) 第一種住居地域内に建築してはならない建築物 三 カラオケボックスその他これに類するもの <u>※ダンスホールが該当</u>  (へ) 第二種住居地域内に建築してはならない建築物 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は <u>ナイトクラブ</u>	別表第 2 用途地域等内の建築物の制限  (ち) 近隣商業地域内に建築してはならない建築物  二 キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> 、 <u>ダンスホール</u> その他これらに類するもの  <参考>  (へ) 第二種住居地域内に建築してはならない建築物 三 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	新光町地区 上木戸地区 空港西 1・2 丁目地区 小新梅田地区 姥ヶ山西地区 河渡地区 海老ヶ瀬地区 姥ヶ山東地区

<p><b>建築基準法</b> ※都市緑地法等の改正に伴うもの (平成 30 年 4 月 1 日施行)</p> <p>【改正概要】 新たに田園居住地域が創設されることから、建築基準法別表 2 に同地域の建築物の制限が追加される。</p>	<p>別表第 2 用途地域等内の建築物の制限</p> <p><b><u>(ち) 田園住居地域</u></b> (り) 近隣商業地域 (ぬ) 商業地域 (る) 準工業地域 (を) 工業地域 (わ) 工業専用地域 (か) 用途地域の指定のない区域</p>	<p>別表第 2 用途地域等内の建築物の制限</p> <p>(ち) 近隣商業地域 (り) 商業地域 (ぬ) 準工業地域 (る) 工業地域 (を) 工業専用地域 (わ) 用途地域の指定のない区域</p>	<p>上木戸地区 空港西 1・2 丁目地区 小新梅田地区 姥ヶ山西地区 河渡地区 海老ヶ瀬地区 美咲町地区 さつき野地区 舟戸地区 横越インター北地区 横越インター東地区 姥ヶ山東地区</p>
<p><b>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</b></p> <p>【改正概要】 風俗関連営業から店舗型性風俗特殊営業への変更と、「宿泊施設」の規定についての条項ズレ。</p>	<p>第 2 条 この法律において「<b><u>店舗型性風俗特殊営業</u></b>」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう</p> <p><b><u>第 6 項第 4 号</u></b> 専ら異性を同伴する客の宿泊施設 (以下省略)</p>	<p>第 2 条 この法律において「<b><u>風俗関連営業</u></b>」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう</p> <p><b><u>第 4 項第 3 号</u></b> 専ら異性を同伴する客の宿泊施設 (以下省略)</p>	<p>豊栄駅北地区</p>
<p><b>障害者自立支援法</b></p> <p>【改正概要】 法律名称の変更と、「補装具」の規定についての条項ズレ。</p>	<p><b><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></b></p> <p>第 5 条<b><u>第 23 項</u></b> この法律において「補装具」とは、(以下省略)</p>	<p><b><u>障害者自立支援法</u></b></p> <p>第 5 条<b><u>第 19 項</u></b> この法律において「補装具」とは、(以下省略)</p>	<p>湖南地区</p>
<p><b>薬事法施行令</b></p> <p>【改正概要】 薬事法改正に伴う施行令の名称変更</p>	<p><b><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u></b></p> <p>別表第 1 医療機器 (内容は省略)</p>	<p><b><u>薬事法施行令</u></b></p> <p>別表第 1 医療機器 (内容は省略)</p>	<p>湖南地区</p>

<p>新潟市屋外広告物条例</p> <p>【改正概要】 新潟市の中核市移行に伴い、平成8年に市条例を制定。</p>	<p><b>新潟市屋外広告物条例</b> <b>第10条</b> <b>第1項</b></p> <p>次に掲げる広告物等については、第3条、第7条、第8条及び第14条の規定は、適用しない。</p> <p>一 法令の規定による広告物等 二 公職選挙法による広告物等 三 国等が公共的目的で表示する広告物等</p> <p><b>第2項</b></p> <p>次に掲げる広告物等については、第3条及び第7条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の営業等に関する広告物等 二 自己の土地等の管理に必要な広告物等</p>	<p><b>新潟県屋外広告物条例</b> <b>第7条</b> <b>第1項</b></p> <p>次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第四条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>一 法令の規定による広告物等 二 国等が公共的目的で表示する広告物等 三 公職選挙法による広告物等</p> <p><b>第2項</b></p> <p>次の各号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、第四条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の営業等に関する広告物等 二 自己の土地等の管理に必要な広告物等</p>	<p>的場地区 小新流通センター東地区 緒立地区</p>
---	---	--	--------------------------------------

### 3 その他

各法令等の表記の変更と併せて、平成17年の市町村合併や平成19年4月の政令指定都市移行に伴う住所表示の変更に合わせて、「位置」の表記の変更も行います。